

ふじみ野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例新旧対照表

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による一部負担金の支給の対象となる者(以下「対象者」という。)は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。)又は被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者(次に掲げる者を除く。)</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ 他の市町村から援護を受け、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者</u></p> <p><u>ウ 他の市町村長が老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項第1号の規定により、同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者</u></p> <p>エ～コ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 市から援護を受け、市の区域外に設置されている介護保険法第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者</u></p> <p><u>(4) 市長が老人福祉法第11条第1項第1号の規定により、市の区域外に設置されている同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を</u></p> | <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による一部負担金の支給の対象となる者(以下「対象者」という。)は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。)又は被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者(次に掲げる者を除く。)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ～ク (略)</p> <p>(2) (略)</p> |

委託している者

(5)～(9) (略)

(10) 国民健康保険法第116条の2の規定により、市の区域内に住所を有するとみなされる者

(11)～(13) (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

(1)～(4) (略)

(5) ふじみ野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(平成17年ふじみ野市条例第106号)により医療費の支給を受けている者

(6) ふじみ野市子ども医療費の支給に関する条例(平成21年ふじみ野市条例第2号)により医療費の支給を受けている者

(7) 他の都道府県又は市町村が実施する制度により、この条例による一部負担金の支給に相当する給付を受けることができる者

(3)～(7) (略)

(8) 国民健康保険法第116条の2の規定により、市の区域内に住所を有する者

(9)～(11) (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

(1)～(4) (略)